

# 報／道／資／料

受信：各報道機関 社会部、法曹

発信：公益人権弁護士会「希望を作る法」、半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)

題目：[報道資料]サムソン電子温陽工場の作業環境測定結果報告書に対する情報公開判決  
に対する論評

発信日：2018年2月1日(月)

質疑：キム・ドンヒョン(担当弁護士) 02-364-1210、イ・ジョンラン(パノリム)  
010-8799-1302

## サムソン電子温陽工場の作業環境測定結果報告書 情報公開判決に対する論評

1、平和のご挨拶をいたします。

2、大田<sup>テジョン</sup>高等法院は2018年2月1日、サムソン電子<sup>オニギン</sup>温陽工場に対する作業環境の測定結果報告書を公開せよという判決を宣告しました。テジョン高等法院第1行政部(裁判長ホ・ヨンソク)は、上記の半導体事業場で勤務中に死亡した故・李〇〇さんの遺族が、テジョン地方雇用労働庁・天安<sup>チヨナン</sup>支庁長を相手に提起した、情報非公開処分取り消し訴訟で、2007年から2014年までの作業環境測定結果報告書のうち、人的事項を除いたすべての情報を公開することを命じる、原告一部勝訴判決を行いました。

3、裁判府は「作業環境測定結果報告書の公開によって、該当作業場の工程と、どの地点で有害化学物質などの有害因子が検出され、どの程度の危険性があるかなどを確認することは、故人を始め、該当作業場の前・現職の勤労者たちの安全と保健権の保障、更には該当作業場が位置している近隣の地域住民たちの生命・身体<sup>チヨナン</sup>の健康などの価値のためにも、重要だと判断される」と判示し、作業環境測定結果報告書が、勤労者の生命・身体・保健のために公開されなければならないという点を明確にしました。

4、作業環境測定結果報告書は、工場内部の有害物質曝露の実態を直接的に確認できる重要な資料です。従って、サムソン電子半導体の職業病被害者にとって、この報告書は自分たちの職業病の被害を立証できる重要な資料に該当します。ところが、サムソン電子と雇用労働部は文書の提出を拒否したり、中身のない文書を提出してきました。更に、他の産業災害事件で、裁判所が作業環境の測定結果報告書の全文を提出せよという文書提出『命令』を出しましたが、雇用労働部は核心内容をすべて削除した内容しかを提出しないということもしました。

5、今回の事件は、半導体事業場の作業環境測定結果報告書が公開されるべきであることを明確にした、初めての事例です。また、作業環境測定結果報告書の意義を判示し、公開の範囲に対する細部的な判断を示した点で重要な意味があります。私たちは今回の判決が、労働者の知る権利と健康権を保障せよにきた政府とサムソン電子に対する、法院のの厳重な警告だと評価し、次のような論評を發表します。

6、多大な関心と報道をお願いします。

終わり

### <作業環境測定制度とは?>

- 人体に害になる作業をする作業場、すなわち発癌性など人体への有害性が確認された因子が使われる事業場は、定期的に作業場内の有害因子の露出状態を測定するようにし、事業主はその結果を雇用労働部長官に提出しなければなりません(産業安全保健法第42条)。
- 作業環境測定結果報告書には、事業場の概要、測定機関名、測定日、測定結果、測定の周期、作業環境測定者、作業環境測定結果(有害因子の測定位置も)、総合意見などが記載されます。

## サムソン電子温陽工場の作業環境測定結果報告書の情報公開判決に対する論評

テジョン高等法院は2018年2月1日、サムソン電子オニャン工場に対する作業環境測定結果報告書を公開せよ、という判決を宣告した。テジョン高等法院第1行政部(裁判長ホ・ヨンソク)は、上記の事業場で勤務中に死亡した故・李〇〇さんの遺族が、テジョン地方雇用労働庁チョナン支庁長を相手に提起した情報非公開処分取り消し訴訟で、2007年から2014年まで、半導体生産ラインの作業環境測定結果報告書の内、人的事項を除くすべての情報を公開することを命じる、原告一部勝訴判決を行った。私たちは今回の判決が、労働者の知る権利と健康権を保障してこなかった政府とサムソン電子に対する、法院の厳重な警告だと評価し、歓迎する。

故・イ〇〇さんは、サムソン電子オニャン工場で勤務中に急性リンパ球性白血病の診断を受け、2014年8月1日に死亡した。故人の配偶者である原告は、故人が働いた期間の作業環境測定結果報告書に対する情報公開を申請したが、テジョン地方雇用労働庁チョナン支庁(該当事業場の管轄支庁)は「上記の情報が情報公開法上、サムソン電子の経営・営業上の秘密に関する事項であって、公開される場合、法人などの正当な利益を害する虞れがある」という理由で公開を拒否した。原告はこれを不服として行政審判を提起したが、核心情報は依然として非公開のまま一部資料だけが公開され、原告は再びこれを不服として2016年、行政訴訟を提起したが、第一審法院もまた原告の請求を受け容れなかった。すなわち、第一審法院は、作業環境測定結果報告書の内容によって、サムソン電子オニャン事業場で使う化学物質の種類・使用量・構成成分の関連情報などが分かり、このような情報はサムソン電子の経営・営業上の秘密に該当し、このような情報が公開される場合、サムソン電子の競争力が弱まるという理由などを挙げて、原告の請求を全部棄却した。

しかし、第二審法院(本事件法院)は、原審判決を全て逆転して、作業環境測定結果報告書に記載された、勤労者名を除いたすべての情報を公開することが妥当だと判決した。法院は「作業環境測定結果報告書の公開を通じて、該当作業場の工程およびどの地点で有害化学物質などの有害因子が検出され、どの程度の危険性があるかなどを確認するのは、故人を始めとして、該当作業場の前・現職勤労者たちの安全および保健権の保障、更には該当作業場が位置している近隣地域住民たちの生命・身体・健康などの価値のためにも重要

だと判断される」と判示し、作業環境測定結果報告書が勤労者の生命・身体・保健のために公開されなければならないという点を明確にした。

また、作業環境測定結果報告書の対象情報のうち、特に問題になった有害因子測定位置図の公開の有無に関して、法院は「測定位置図はサムソン電子オニャン工場の概略的な図面の上に有害因子などの測定位置を表示するものに過ぎず、それ自体では情報公開法第7条第1項第7号所定の『法人などの経営上・営業上の秘密』に該当するとは見がたい」と判示しただけでなく、測定位置図と他の資料を一緒に見ても、「サムソン電子オニャン工場の工程間の配列、各ラインに対する設備の機種および保有台数、生産能力、半導体の後工程の自動化による人件費節減効果などの情報が知られるとは見られない」と判示し、測定位置図は勤労者の生命・身体・保健と直結した情報として、公開されなければならない必要性は高いと判断した。

一方、サムソン電子オニャン工場の作業環境は、危害発生の抽象的・主観的な発生の可能性しか存在しないという趣旨の被告の主張を排斥した判示部分にも注目する必要がある。裁判府は「サムソン電子オニャン工場を含む半導体事業場の場合、化学製品の使用によって、事業場内の空気中に、硫酸、ベンゼン、ホルムアルデヒドなど、発癌物質の有害因子、放射線などが漏れることがあり、それによって勤労者たちの身体・健康に悪影響を及ぼすことは、それに関する最近の報告書、論文等によって、相当部分知られた事実である。また、2000年代後半から、サムソン電子の半導体とLCDの生産工程で働いた勤労者たちや遺族たちが、職業病などを理由として数10件の産業災害補償を申請し、関連の訴訟を提起した事実も、既にマスコミ等を通して明らかになっているところであった」と判示した。これは半導体事業場の有害性の主張が単純な『可能性』もしくは『仮説』にとどまらないことを確認したものと理解できる。

作業環境測定結果報告書は、工場内部の有害物質の曝露実態を確認できる唯一の資料である。従って、サムソン半導体の職業病被害者には、この報告書が自分たちの職業病の被害を立証できる重要な資料であった。しかし、サムソン電子と雇用労働部はこの報告書の公開を拒否してきた。サムソン半導体の職業病関連の訴訟で、法院が10回余りにわたってこの報告書の提出を要求したが、サムソン電子と雇用労働部、安全保健公団などは「サム

ソン電子の営業秘密が含まれている」などの理由で、報告書の全部または一部の提出を拒否してきた。サムソン半導体の白血病死亡者である故・キム・キチョルさんの訴訟で、故人が働いた事業場(サムソン電子の<sup>フアソン</sup>華城事業場)に対する『作業環境測定結果報告書』の全文を提出せよという法院の『文書提出命令』まで出たが、雇用労働部の<sup>キヨンギ</sup>京畿支庁が、2017年10月の報告書の核心内容(測定対象工程)がすべて削除された一部だけを提出したことは、現在の状況を最もよく分からせる事例である。

今回の事件は半導体事業場の作業環境測定結果報告書が公開されなければならないということを明確にした初めての事例である。また、作業環境測定結果報告書の意義を判示し、公開の範囲に対する細部的な判断をしたという点で、重要な意味を持つと見ることができ。これから雇用労働部は、上記の判決が認めた公開範囲を基準として、作業環境測定結果報告書を公開しなければならない。

有害化学物質を扱う労働者が、該当物質と安全に関する情報に触れることができなければ、疾病と事故に容易に曝されるほかはない。作業中に火災や爆発、漏出事故が発生すれば、近隣の住民が莫大な被害に遭うことになる。情報公開法が企業の営業秘密を保護しながら、「事業活動によって発生する危害から人の生命・身体または健康を保護するために公開する必要がある情報」は公開するようにした理由がここにある。政府とサムソン電子は今回の判決の趣旨に従って、有害化学物質など、事業場安全保健資料について知る権利の保障に、積極的に取り組まなければならない。

2018年2月2日

公益人権弁護士会「希望を作る法」、半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)